

提出先	
-----	--

フリガナ	シャカイフクシホウジン ハクユウカイ		
法人名	社会福祉法人 博友会		
法人所在地	〒	311-4502	
	茨城県常陸大宮市野口平146-1		
フリガナ	*****		
書類作成担当者	*****		
連絡先	電話番号	*****	E-mail *****

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	14,068,377	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	14,068,377	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	15,120,000	円

・ 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることを求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(Ⅱ)に記載すること。繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。

・ (Ⅲ)には、令和6年度からの繰り越分(Ⅱ)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。

その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件1」の欄から転記					○	
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	4,891,827	円	←	○		
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額（①の見込額以上となること）	9,900,000	円	←			

・ 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記	○

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
--	---

(4)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
--	---

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記	×
---------------------------	---

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由		○
☒	小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。	
☐	職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。	
☐	年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。	
☒	その他(小規模事業所も含まれるため、加算額にバラつきがある。また法人全体で改善を行うため公平性を保つためには、直ちに一人の賃金をあげることが困難である)	

(6)キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記	○
---------------------------	---

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

○

☐☒

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2 ②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。□	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 4 月 15 日 法人名 社会福祉法人 博友会

代表者 職名 理事長 氏名 鈴木 邦彦

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	○
(7)	職場環境等要件	障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明	
必要な項目が全て選択されていること	○
誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-2(処遇改善加算 簡票)

【記入上の注意】
・「オレンジ」「ピンク色」のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先

法人名 社会福祉法人 博友会

処遇改善加算(見込額)の合計(円) (別紙様式2-1 ①の内の数)	14,068,377	円
うち、処遇改善加算IV相当の1/2(見込額)の合計(円) (別紙様式2-1 ②(1)に転記)	4,891,827	円
うち、新たに追加する旧ベースアップ等加算相当の見込額(円) (別紙様式2-1 ②(2)に転記)	0	円

【記入上の注意】
・改善後の賃金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアパス要件Ⅳについて(「令和7年度の算定予定」について)	
改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	1
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数	8

													○		○		○		○		×		○	
障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり標準報酬月額 サービス等単位数別月額 [円] (a)	令和7年3月時点の算定区分	加算率	令和7年4月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (b)	算定対象月 (d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c)	①月額賃金要件Ⅰ		②月額賃金要件Ⅱ		③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ		⑤キャリアパス要件Ⅲ		⑥キャリアパス要件Ⅳ		⑦キャリアパス要件Ⅴ	
		都道府県	市区町村										処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額1/2	月額賃金要件Ⅰを満たす	新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の処遇改善加算の見込額	月額賃金要件Ⅱを満たす	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件・年額440万円以上を満たす職員数を記載	配置等要件の状況が分かる加算の算定状況				
1	0813100167	茨城県	茨城県	城里町	フロイデ工房しるふと	就労移行支援	1,461,748	処遇改善加算Ⅰ	10.3%	処遇改善加算Ⅰ	10.3%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,806,720	605,166	○			○	○	0			福祉専門職員配置等加算	
2	0813100167	茨城県	茨城県	城里町	フロイデ工房しるふと	就労継続支援B型	1,841,415	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	2,055,024	685,008	○			○	○	0			福祉専門職員配置等加算	
3	0813200558	茨城県	茨城県	那珂市	フロイデ工房なか	就労継続支援B型	2,689,136	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,001,080	1,000,356	○			○	○	0			福祉専門職員配置等加算	
4	0803800170	茨城県	茨城県	那珂市	ロッチイなか	児童発達支援	1,205,858	処遇改善加算Ⅰ	13.1%	処遇改善加算Ⅰ	13.1%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,895,804	694,572	○			○	○	0			福祉専門職員配置等加算	
5	0803800170	茨城県	茨城県	那珂市	ロッチイなか	放課後等デイサービス	1,268,748	処遇改善加算Ⅰ	13.4%	処遇改善加算Ⅰ	13.4%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	2,040,144	746,022	○			○	○	0			福祉専門職員配置等加算	
6	0812101228	茨城県	茨城県	ひたちなか市	フロイデ工房つた	就労継続支援B型	1,104,845	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	令和7年5月～令和8年8月(11ヶ月)	1,130,261	376,750	○			○	○	1			福祉専門職員配置等加算	
7	0852100627	茨城県	茨城県	ひたちなか市	ロッチイひたちなか	児童発達支援	723,513	処遇改善加算Ⅰ	13.1%	処遇改善加算Ⅰ	13.1%	令和7年5月～令和8年8月(11ヶ月)	1,042,580	382,013	○			○	○	0			福祉専門職員配置等加算	
8	0852100627	茨城県	茨城県	ひたちなか市	ロッチイひたちなか	児童発達支援	761,249	処遇改善加算Ⅰ	12.8%	処遇改善加算Ⅰ	13.1%	令和7年5月～令和8年8月(11ヶ月)	1,096,964	401,940	○			○	○	0			福祉専門職員配置等加算	
9											令和 年 月～令和 年 月(ヶ月)													

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン ハクユウカイ			
法人名	社会福祉法人 博友会			
法人所在地	〒	311-4502		
	茨城県常陸大宮市野口平146-1			
フリガナ	****			
書類作成担当者	****			
連絡先	電話番号	****	E-mail	****

2 補助金の支給要件及び使途

【支給要件】(1つ以上の項目にチェック(✓))	
職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。	
✓	① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
✓	② 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
✓	③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
【使途】(1つ以上の項目にチェック(✓))	
障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業により、職場環境改善経費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法	
✓	① 人件費の改善の実施
✓	② 職場環境改善経費への充当
②を選択した場合、その使途を プルダウンから選択してください。	
(ウ)その他の金額 (① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組)	

【記入上の注意】

- 実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を当てたかを報告いただきます。
- 職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や間接支援業務に従事する者の募集経費、その他の金額が含まれます。
- 「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。
- 職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な使途にあたる項目を選択してください。
- 介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」又は「地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業」をご活用ください。
- 職場環境改善経費について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に充当しないこととしてください。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業による人件費改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
✓ 補助金を申請する事業所は、交付対象月において福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣ)を取得している、又は令和7年4月の福祉・介護職員等処遇改善加算に係る体制届を提出します。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金として給付される額は、上記使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
✓ 都道府県のホームページ等で、障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出先を確認しました。	—

✓	本障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。				
(以下のどちらか1つにチェック(✓)すること。)					
✓	【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っていない場合】 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の支払に係る各都道府県の国民健康保険団体連合会から都道府県への支払口座情報の提供に同意します。				
	【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っている場合】 債権譲渡を行っている振込先の事業所について、都道府県に振込口座情報を提供しています。				
令和	7 年	4 月	15 日	法人名	社会福祉法人 博友会
				代表者 職名 理事長	鈴木 邦彦

- 【記入上の注意】
- ・ 各証明資料は、都道府県又は指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 - ・ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び用途	
補助金の使途が示されている	○
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	○
誓約について、空欄の項目がない	○
別紙様式2-4(補助金)	
補助金を申請予定の各事業所について、交付対象月が1つのみ指定されている。	○
振込先として1つの事業所を選択している。	提出先未選択
債権譲渡に関して未記入の項目がない	○

振込に関する情報

(別紙様式2-4から集計・転記)

都道府県	① 見込額(円)	② 振込先の事業所名	③ ②の事業所が債権譲渡を行っており、別途口座を都道府県に登録する必要がある。
	0		

提出先	
-----	--

【記入上の注意】

都道府県ごとの補助金の要件を満たす必要があるが、都道府県ごとに認定先の指定方法や、様式が異なる場合もあることから、補助金の計画書は都道府県ごとに作成することと看做します。

都道府県ごとに認定先が複数ある場合は、別様式2～3の補助金の見込額には、提出先の都道府県内に所在する事業所の数の合計額を記入することと看做します。

事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を繰り加えること。

事業所の支払は、原則として、国連合会が主催している行先給付券等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに別途指定する。そのため、都道府県の審査を、各都道府県ごとに1行先給付券とする。

国連合会が主催している行先給付券を行っていない事業所による場合、国連合会が主催している事業所を振込先とする場合、別途都道府県の指定する様式で法人、事業所の振込先の口座情報等を都道府県へ届けることとする。

[illegible]